

令和3年神奈川県議会第2回定例会 総務政策常任委員会

令和3年7月1日

亀井委員

私は、神奈川県で行った高齢者福祉施設における新型コロナウイルス感染症の迅速検査について、実証試験を行ったという報告があったので、何点伺います。

まず、今回の高齢者福祉施設で迅速検査の実証試験を行った目的について伺います。

ライフイノベーション担当課長

高齢者福祉施設で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合、重症化リスクが高く、クラスターになる可能性があるので、発熱等の症状が出た際には、一刻も早く感染の有無を確認する必要があります。

一方、要介護者等の発熱者を病院や集合検査所に移動させることは相当な負担となるため、発熱しても半日から1日様子を見て、さらに熱が上がるのであれば、検査に連れて行くという運用でした。このため、施設で発熱者が出ていた場合、施設の看護師が現場で検体を採取し、迅速に検査を行う必要があることから、今回の実証試験を実施したものです。

亀井委員

昨年、今回の実証試験を行った高齢者福祉施設から相談を受けて、迅速な検査であれば、県が支援をして開発したSmart Amp（スマートアンプ）法が使えないかということで、クリニックのドクターに紹介した経緯があります。

具体的に、今回の実証試験はどのように実施したのか確認します。

ライフイノベーション担当課長

今回の実証試験は、事前にどのような検査を行うか、高齢者福祉施設の看護師や協力医療機関の医師と十分に調整させていただきました。その際、施設の現場でより迅速に検査するには、抗原検査が最も適しているため、入居者等が発熱した際には、施設の看護師が検体を採取して、抗原検査を実施しております。

また、この抗原検査で陽性の場合は療養や治療につなげますが、陰性の場合は念のため、協力医療機関や民間の検査機関でPCR検査、また、Smart Amp（スマートアンプ）法の検査で、いわゆる遺伝子の検査を行い、それぞれの施設ごとの迅速な検査体制を構築し、今回の実証試験を行ったものです。

亀井委員

抗原検査を行い、陽性なら治療ですが、陰性ならPCR検査かSmart Amp（スマートアンプ）法による検査になると思いますが、最初からSmart Amp（スマートアンプ）法にしなかった理由は何でしょうか。

ライフイノベーション担当課長

Smart Amp（スマートアンプ）法もPCR検査も遺伝子検査になります。

Smart Amp（スマートアンプ）法に関しては、基本的に機械がないと検査の答えがすぐに出ないので、高齢者福祉施設の現場で検査をする場合、抗

原検査キットが適しており、抗原検査を最初に行う形にしました。

亀井委員

今回の実証で課題が浮き彫りになったと思いますが、いかがでしょうか。

ライフイノベーション担当課長

今回、実証試験を行う際、大きい課題が2つありました。1つ目は、高齢者福祉施設の看護師が検体を採取することに対して、大きな抵抗がありました。実際に何人かの看護師から、検体を採取する際、万一感染してしまえば、自分の家族も感染させてしまう可能性があるので抵抗があるという声があり、看護師の御理解をいただくことが、大きな課題の一つでした。

2つ目の課題ですが、医療機関の理解が難しいということもありました。病院等の協力医療機関では、発熱した入居者が出るのであれば、施設で検査するのではなく、病院に連れてきて検査すればよいと考えられており、施設で迅速に検査をすることについて、御理解をいただくという課題もありました。

亀井委員

看護師の方が家族に感染させたくないと考えることは、よく分かります。鼻咽頭等から検体を採取する必要があり、くしゃみをした場合、飛沫が自分に吹きかかってしまいます。唾液から検体は採れなかつたのですか。

ライフイノベーション担当課長

国の検査指針が出ており、唾液に関しては、先ほどのP C R検査、S m a r t A m p（スマートアンプ）法も含めた遺伝子検査に関しては、唾液で検体採取ができるとされております。

一方、迅速検査の抗原検査キットによる検査は唾液が認められず、鼻咽頭または鼻腔から検体を採る形になっています。

委員がおっしゃったとおり、看護師は鼻から採るということで、かなり抵抗がありました。

亀井委員

普及のためには看護師の力が必要なので、鼻咽頭から採ることに抵抗感があるのであれば、いろいろな対応の仕方を考えないと普及しません。県としても頭を使っていかなければいけないと思います。

また、医療機関から、施設ではなく、医療機関で検査を行うようにという声があつたということですが、説得したのでしょうか。

ライフイノベーション担当課長

実際に私も現場に行って、大きな病院の院長先生方とも話をさせていただきました。基本的に、病院はスタッフもそろっており、医療防護具、N95マスクという医療従事者が着用する一番性能が高いマスクが揃っているということでした。

一方、高齢者福祉施設については、実際に検査キットを使いこなせるかという懸念がありました。しかし、高齢者福祉施設の看護師が、インフルエンザの際には、鼻咽頭から検査キットで検体を採取しているので、技術的には問題ないという話がありました。

また、防護具に関しては、病院で指導していただければ、我々も看護師なので、問題ないという心強い言葉を頂き、このような話で病院側を説得させていただきました。

亀井委員

高齢者施設には寝たきりの方もおり、クリニックにお連れすることが困難なので、福祉施設で検査ができたほうがよいと思うので、医療関係者と連携を図る必要があると思います。

医療関係者といえば、私が今回御紹介したところも、福祉施設と医療機関が連携して仕事をする場所なので、福祉施設の抗原検査についても、医療機関の医師が来て診てくれるという恵まれた環境の施設でした。このような環境が整っていない施設もあり、医療機関が嫌だと言っても、配置医の方で、感染対策が分からぬ方も多いのです。その場合はどうしますか。

ライフイノベーション担当課長

今回、3つのモデルを試行しました。1つは、系列医療機関と連携している高齢者福祉施設で、それとは別に、かなり大きな通常病院と連携しているケースもありました。

症状がかなり悪くなった場合、実際に医師が施設に往診に来ることはあります。しかし、夜間、休日など、医師がいない場合、これまで発熱者が出ると、医者に電話をするのですが、あまりひどくない状況であれば、少し様子を見てほしいということになっていました。その後、1日ぐらいが経過して、クラスターが発生したという高齢者福祉施設も確認しています。

その中で、検査キットは、看護師が医師の指示をしっかりと受けければ検査ができるということで、検査キットの研修なども受けていただき、医師がいなくても高齢者福祉施設、特に特別養護老人ホームで、臨時的に検査ができるという状況です。

亀井委員

今回実施した検査で陽性者が出了場合に、どのような対応を考えられますか。

ライフイノベーション担当課長

実証試験自体は、3つの特別養護老人ホーム全てで陰性という状況でした。

一方、実証試験が終わった後も、迅速検査が非常に良いということで、試験を行った施設には継続していただいております。その際、ある特別養護老人ホームで陽性者が発生したという報告を受けました。

その際の対応は、陽性者の出たホームにおいて、出勤した介護スタッフ1名が体調不良を訴え、迅速検査を行ったところ、陽性が判明したことがスタートになっております。その後、医師の指示により、入居者、介護スタッフ、事務員の合計136名の検体を施設の看護師が採取して、これを民間の検査機関に送り、PCR検査を実施しております。その日のうちに、全員の陰性が判明しております。

一方、感染の初期段階では、ウイルス量が少ないので陽性にならないケースがあります。抗原検査、PCR検査は継続的に行うことが必要になり、その結果、数日後に介護スタッフが1名、入所者1名の陽性が判明しております。

その後も、入居者、介護スタッフに検査を継続した結果、発生から18日後には収束して、最終的に合計3名の感染者が確認されました。

亀井委員

5人以上がクラスターなので、クラスターを防いだということでは、迅速性が高く評価されると思います。

迅速検査を普及させるために、どのようなことを考えていますか。
ライフイノベーション担当課長

迅速検査を高齢者施設で普及させるためには、課題の一つである、協力医療機関の理解が必要になります。福祉子どもみらい局の高齢福祉課から(公社)神奈川県医師会に対して、施設における迅速検査についての協力依頼を行ったところです。

また、もう1つ、検体を採取するときのリスクはあるので、施設の看護師の理解が必要です。

今回、実証試験を実施していただいた施設の看護師に講師をお願いしながら、高齢福祉課と共に、ウェブ研修を実施することとしております。この研修では、クラスターを事例、また、施設の看護師による検体採取や検査の具体的な方法を紹介しながら、普及を図ってまいりたいと考えています。

亀井委員

非常にリスクもあり難しいこともあると思いますが、手引やガイドラインを整備し、周知したほうがよいと思うのですが、いかがでしょうか。

ライフイノベーション担当課長

今回の迅速検査については、クラスター防止等の事例が出ており、高齢者施設に普及すべきものだと考えております。協力医療機関等の医師の指示など、事務的な情報を持っているので、分かりやすく記載した手引的なものを、できるだけ早い段階で作成させていただきながら、高齢者施設に周知していきたいと考えております。

亀井委員

次に、地域における観光地域づくり法人、いわゆるDMOの在り方について伺います。DMOは、観光をメインにした取組の司令塔だと思っています。DMOに期待される役割について、県はどうに考えますか。

地域活性化担当課長

DMOは、デスティネーション・マネジメントまたはマーケティング・オーガナイゼーションの略で、観光庁により登録された、観光地域づくり法人を指すものです。その役割は、地域関係者が一体となって、観光コンテンツの造成であったり、受入環境整備などに取り組めるよう、観光地域づくりのかじ取り役となることが期待されていると理解しております。

亀井委員

例えば、三浦半島の地域連携のDMOは、今までの経緯も含めていうと、三浦半島観光連絡協議会があります。広域観光事業の委託ということで、DMOのコンソーシアムに委託をしていた経緯があります。平成28年から30年の間に十分な結果が得られず、今度は、令和元年から令和2年に、広域観光事業の委託ということで、コンソーシアムの企業を絞って、また委託しています。このDMOコンソーシアムから変化をさせて、業者を絞ったということは、何を意味しているのですか。

地域活性化担当課長

委員が御指摘のとおり、もともとは三浦半島観光連絡協議会から、コンソーシアムという形で、5者からなる企業連合体に委託していました。DMOを登録する際には、観光庁のガイドラインがあり、法人格を取得することが求めら

れているところです。

そういうところも見据えて、コンソーシアムを構成していた企業2社が新たに、(株)DMC Greater Yokohamaを設立して、今後、これまでコンソーシアム事業を担ってきたものを継承する新たな法人を立ち上げたので、そちらに事業を継承して、令和元年度以降、事業を委託したものです。

亀井委員

令和2年1月に、当該DMOが、DMO候補法人に登録されました。そこから令和3年の春には、DMO登録要件を満たす見込みがないので、神奈川県としては、DMO本登録に向けた候補法人へのサポートの見直しを伝達したということで、一旦諦めていますが、これは何があったのですか。

地域活性化担当課長

DMOの登録に当たり、先ほど紹介させていただきましたが、観光庁の定める登録要件を満たす必要があります。三浦半島の候補法人が登録されたのが令和2年1月ですが、4月には観光庁により、要件が厳格化されました。その際に、安定的な運営資金に係る見通しの明確化、DMOが主導する会議への地域関係者の参画などが求められることとなりました。そのため、候補法人は、改めて地域関係者に具体的で実現可能な事業計画や財源計画、事業が地域にもたらすメリットなどを説明して、地域関係者から理解を得る必要が生じました。

そこで、県としては、候補法人に対して実現可能な事業計画や財源計画の策定に向けて、再三にわたって助言、協議を重ねたところですが、昨年度末に至っても、地域関係者の理解を得られるような事業計画が示されませんでした。そこで、県としては、候補法人が登録要件を満たす見通しが立たないと考え、DMOの正式な設立に向けたサポートを継続しないことを候補法人に伝えました。

亀井委員

県から委託を受けた法人が、DMOの候補法人の登録を行い、本登録までいかないという流れになったということです。県として、委託元を選定した責任は重大だと思います。

DMOは、いろいろな団体が、いろいろな方向性での観光アクションを起こす中にあって、ベクトルの方向性を合わせて、力を集約することが求められます。そのぐらいのことができなければ、観光の復活はできません。しっかりと肝に銘じて、取り組んでいただきたいと思います。

三浦半島観光連絡協議会の中に県が入っていて、県が委託した委託先が、今回のような事態になったことを踏まえて、考えていただく必要がありますが、政策局副局長に考えを伺います。

政策局副局長

DMOについては、地域の活性化のために、三浦半島観光連絡協議会、観光や産業界、商店街と連携しなければならないと考えます。

一方で、国から示されたように、地域の中で、皆で盛り上げていくという独立性が重要です。これから県が取り組んでいく中で、地元市町、商工団体、産業界、地域の各団体の御意見を聴きながら、皆で一緒の方向性で取り組んでいける仕組みを考えていきたいと思います。

亀井委員

これは、一般県民がDMOのスキームを分からなければ、三浦半島観光連絡協議会がDMOとなったほうがよいと思うでしょう。リーダーシップがあるところをしっかりと集めて、DMOのスキームを構築していただくことを要望して、質問を終わります。

亀井委員

現在、コロナ禍にあって厳しい財政状況が続いており、県を含め、自治体の収入確保は大事だと思っています。そのためには、県有地を有効利用することが重要な取組であり、最近気になっている県有地の利活用について、何点か伺いたいと思います。

まず、県立かながわ女性センター跡地について伺います。

オリンピックのセーリング競技が開催されるため、大会運営のために使用されていることは承知していますが、オリンピックの後の利用について、どのように考えているのか伺います。

財産経営課長

県立かながわ女性センターの跡地については、平成29年度から今年度末までの間、公募により(株)湘南なぎさパークに貸し付け、オリンピックのほか、テスト大会等の開催に対応しています。具体的には、平時はコインパーキング事業を行い、平成30年と令和元年に開催されたテスト大会のときには、クルーザー等の艇置場の役割を引き受けたりしています。

こうしたことから、オリンピック後も今年度中は、湘南なぎさパークがコインパーキングを運営し、その後の利活用については、現在、藤沢市とも相談しながら検討しているところです。

亀井委員

いつぐらいから検討されているのですか。

財産経営課長

具体的には昨年度から、藤沢市と相談しながら検討を進めております。

亀井委員

昨年度と聞いて、最近のことだと思いました。オリンピックが始まるもっと前から、しっかりと発表しなければいけないという話になっていたので、昨年からではなく、もっと前からだと思います。話し合いはかなり前から行っており、難しいと思っていたのですが、違いますか。

財産経営課長

昨年度から具体的に話していましたが、コロナ禍で地元の意見の集約が進まず、検討が止まっている状況です。

財産経営部長

県立かながわ女性センター跡地の利活用については、平成30年、31年の頃から、オリンピック用地としての活用も決まりながら、その後の利活用について、地元の経済団体の方等から、藤沢市を通して、いろいろな要望が県にも寄せられており、オリンピック後の利活用について、藤沢市と課題認識はしております。しかし、具体的に担当者が集まって、本格的に協議を始めたのが昨年度からと、先ほど財産経営課長が申し上げたとおりになります。

亀井委員

この場所は景観もよく、地元住民が跡地利用を心配されている土地だと思うので、しっかりと計画を立てて進めてください。

次に、女性センターの近くにある、茅ヶ崎のゴルフ場について、事業者の撤退を契機に新たな利活用を図るため、令和元年度に事業者を選定しました。

その後、新型コロナウイルス感染症の感染が影響して、事業を中止し、現在、

ゴルフ場は継続していると聞いていますが、今後、どのようなことが考えられるのでしょうか。

財産経営課長

茅ヶ崎ゴルフ場については、昨年、利活用事業の中止を受け、本来であれば直ちに公募手続を行うところですが、コロナ禍で新たな事業提案を募集したとしても、事業者からの提案は期待できないという状況です。

再交渉の時期については、国内総生産がコロナ禍前の通常に戻るには4年が必要と言うシンクタンクの意見もあるので、しっかり見定めなければならないと考えているところです

そのような中、県では、事業を中止したままでは、広大な跡地の維持管理の負担に直面することになるので、何とか負担を回避したいと考えます。また、茅ヶ崎市からは、広域避難所としての機能確保が不可欠なので、ゴルフ場としての土地利用を継続してほしいという要望を受けました。

そこで、当面5年間はゴルフ場が存続するよう、令和2年度にゴルフ場運営事業者の募集を行い、現在、ゴルフダイジェスト・オンラインを運営事業者として選定し、ゴルフダイジェスト・オンラインがゴルフ場を運営しています。

この5年間、運営の中で、茅ヶ崎市とも協議を続けながら、コロナ収束状況や経済の回復状況を見据えながら茅ヶ崎市とよく調整し、新たな事業者の公募に取り組んでいきたいと考えております。

亀井委員

県有地の利活用ということで、そこからの収入のことを考えると、前の事業者と今の事業者は違うという話だと思いますが、それぞれの固定資産税は同じなのでしょうか。

財産経営課長

県が直接使わず、民間に貸して使わせている状態のものについては、固定資産税に代わるものとして、国有資産等所在市町村交付金を市にお支払いしています。その額は、事業者が替わっても同じになっております。

亀井委員

次に、逗子市の小坪に県営小坪団地を建設するということで、民間から土地を買い取り、土地の大きさは約200平方メートルと聞いています。長い間、未整備のまま残っていると聞いておりますが、今後、どうするのでしょうか。

財産経営課長

小坪団地の広さは、約2万4,000平方メートルになります。こちらは、逗子市からの県営団地建設の要望を受け、昭和59年に取得した土地です。その後、境界確定のための測量に先立ち、昭和60年に団地の基本構想案を地元で説明したところ、地元の反対があり、平成12年に団地建設を断念しました。現在、境界未確定箇所が相当残されている状態になっています。

この土地については、逗子市の要望を受けて取得したという経緯があるので、平成12年度以降、逗子市と当該土地の利活用について協議しているところです。現在、逗子市は、市自ら取得して利活用する考えではなく、民間売却する場合には、地元の意向に十分配慮してほしいと要望しております。

一方、周辺の地元住民から緑地として保存してほしいという要望があるので、逗子市に対して、市が利用することも含め、市としての意見を改めて整理する

よう求めているところです。

引き続き、逗子市と利活用について協議をしていきたいと考えております。
亀井委員

逗子市との協議なのですが、県として何か使うということも考えているのですか。

財産経営課長

県として、特に利活用の予定はありません。
亀井委員

逗子市も用途がないという場合は売却になるかもしれません。購入し、売却ということになりますが、当該地に詳しい関係者によると、土砂災害警戒危険区域というレッドゾーンにかかっているということが言われており、売却するとマイナスになってしまうという心配はないですか。

財産経営課長

売却は難しい土地ですが、今後も逗子市と売却だけではなく、貸付けも含めて検討していきたいと考えております。

亀井委員

県立かながわ女性センター、茅ヶ崎ゴルフ場、小坪団地予定地も、塩漬けの期間が長くなってしまっています。今の逗子市の話では、もう 30 年以上の塩漬け状態になっており、もっと長いところでは、小田原保健所長公舎跡地が昭和 40 年代から動いていないと聞いていますが、どのように考えていますか。

財産経営部長

小田原保健所長公舎跡地は、昭和 48 年に保健所所長公舎としての用途を廃止しましたが、全く接道がない、いわゆる囲繞地であり、利活用が全く進められていません状況です。

当該地について接道を確保するため、隣接地と一体利用することが望ましいところですが、隣接地主に取得の意向がないので、手詰まりの状況となっております。

亀井委員

50 年近く放置され、草が生い茂っているので住民から苦情があり、定期的に県が草刈りを行うだけになっています。

囲繞地ということですが、囲繞地通行権を行使して保健所長は道を通ったので、使えないわけではないと思います。通行できないのであれば、周辺の方に売却し、道路の接道ができる土地と一緒にすることも考えるべきだと思います。

今、所有者不明土地が大体、九州の面積ぐらいになっています。登記の問題などがありますが、県有地なので、所有者がいないわけではありません。資源を有効利用する必要があります。

行政が今まで以上にしっかりと汗をかいて、県民の財産を有効利用する努力が必要です。

現状が難しいので検討すると言いながら、50 年が経過していることは異常事態です。ぜひ、そこをしっかりとわきまえて行動していただくことを要望して、質問を終わります。